

## 埼玉県建築工事共通費積算基準の運用 新旧対照表

令和8年7月1日

凡例  今回追加、変更

凡例  : 今回削除、変更

改正後	改正前
<p>建築工事共通費積算基準の運用</p> <p>( 前略 )</p> <p>4 共通仮設費</p> <p>( 中略 )</p> <p>(8) 共通仮設費率の留意事項</p> <p><span style="color: red;">ア</span> <u>道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署より道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。</u></p> <p><span style="color: red;">イ</span> 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</p> <p>(ア) 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用。</p>	<p>建築工事共通費積算基準の運用</p> <p>( 前略 )</p> <p>4 共通仮設費</p> <p>( 中略 )</p> <p>(8) 共通仮設費率の留意事項</p> <p><span style="color: red;">ア</span> 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。</p> <p>(ア) 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用。</p>

(イ) 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用。

**ウ** 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

(ア) 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事中)

(イ) 改修工事は既存施設型の引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用量が該当する。(工事中)

(9) 共通仮設費率に含まれない内容

ア 準備費

敷地測量、仮説用借地料、条件明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用

( 中略 )

エ 環境安全費

交通誘導・安全管理費等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導員に要する費用)、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

( 中略 )

キ 機械器具費

( 中略 )

(イ) 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用。

**イ** 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

(ア) 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事中)

(イ) 改修工事は既存施設型の引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用量が該当する。(工事中)

(9) 共通仮設費に含まれない内容

ア 準備費

敷地測量、仮説用借地料、条件明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用

( 中略 )

エ 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

( 中略 )

キ 機械器具等

( 中略 )

7 その他

( 中略 )

(5) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(ア) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ウ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別 ごとの工事原価に対する 工事の一般管理費等率により算定 し、それらの合計による。

( 以下略 )

7 その他

( 中略 )

(5) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(ア) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ウ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別 の工事原価の合計額に対する主たる 工事の一般管理費等率により算定 する。

( 以下略 )